

第4章 事故災害対策

第1節 航空災害対策

1 計画の方針

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

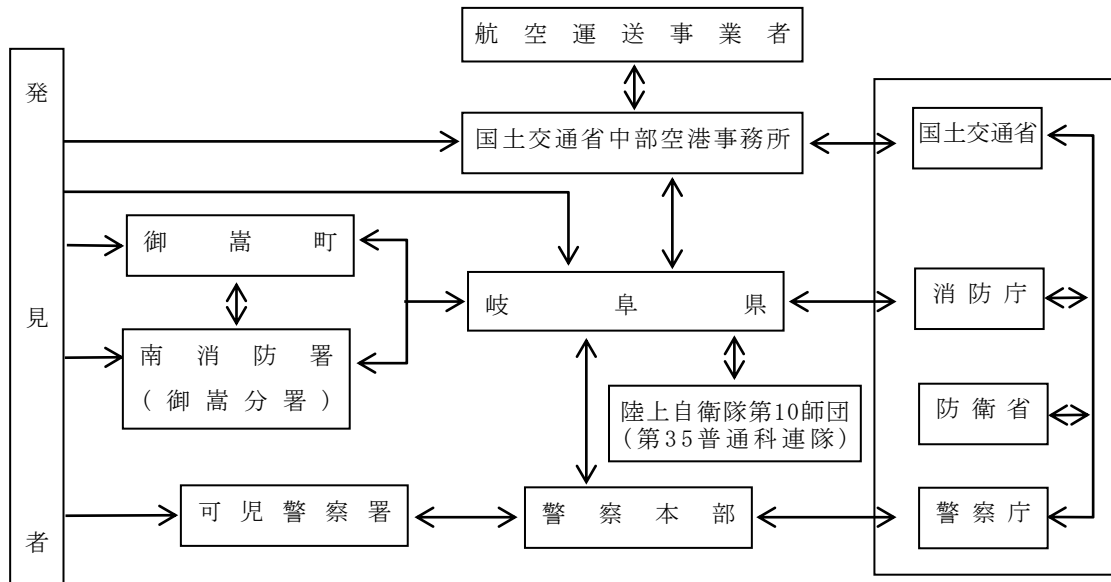
一般災害対策に定めるもののほか、航空災害に対する対策については、本計画に定めるところによる。

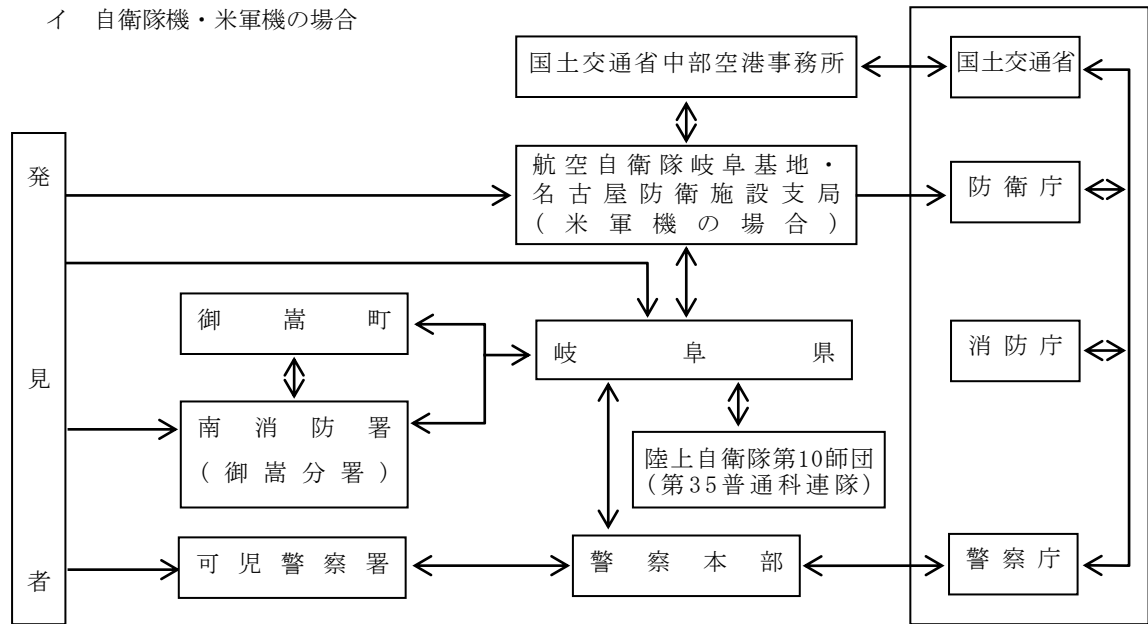
2 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。

ア 民間航空機の場合





(2) 応急活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、町本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(3) 通信手段の確保

町は、災害発生後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

なお、詳細については、第3章第3節第3項「災害通信計画」による。

3 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び町本部の設備等必要な体制をとる。

(2) 広域的な応援体制

町長は、町独自では十分な応急活動が実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援のあっせんを要請する。

(3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請するよう求める。

なお、詳細については、第3章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請計画」による。

4 救助・救急、医療、消火活動

(1) 救助・救急活動

町等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

また、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市応援協定）」及び「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」等により県を通じて他の都道府県等に応援を要請する。

なお、詳細については、第3章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」、第3章第6節第12項「救助活動」による。

(2) 医療活動

町は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請する。

なお、詳細については、第3章第6節第11項「医療・救護計画」による。

(3) 消火活動

ア 消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 町が発災現場でない場合、発災現場の市町村からの要請又は「岐阜県広域消防相互応援協定」等に基づき、町による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(4) 交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

なお町は、交通規制に当たって、警察と密接な連絡をとる。

(5) 資機材等の調達等

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

5 被災者の家族等への情報伝達活動

(1) 町は、航空運送事業者、県その他防災関係機関と連携して、被災者等のニーズを充分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(2) 町は、航空運送事業者、県その他防災関係機関と、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(3) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行う。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努める。

第2節 鉄道災害対策

1 計画の方針

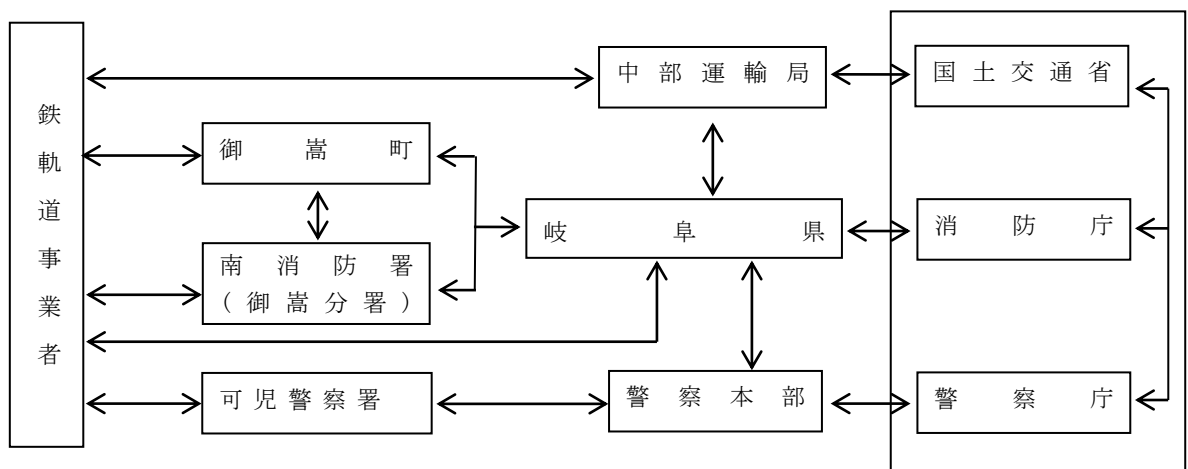
一般災害対策に定めるもののほか、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

(1) 災害発生時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。

なお、町、県及び警察等が情報収集するに当たっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努める。



(2) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて関係機関と緊密な情報交換を行う。

(3) 通信手段の確保

町は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

なお、詳細については、第3章第3節第3項「災害通信計画」の定めるところによる。

3 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び町本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 広域的な応援体制

町長は、町独自では十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援のあつせんを要請する。

(3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

なお、詳細については、第3章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

4 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 町による救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市応援協定）」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」等により、県を通じて他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 資機材等の調達等

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

なお、詳細については、第3章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」、第3章第6節第12項「救助活動」の定めるところによる。

(2) 医療活動

町は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請する。

なお、詳細については、第3章第6節第11項「医療・救護計画」の定めるところによる。

(3) 消火活動

町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

5 交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

なお町は、交通規制に当たって、警察と密接な連絡をとる。

6 被災者の家族等への情報伝達活動

(1) 町は、鉄道事業者及びその他防災関係機関と連携して、被災者等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療検閲などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供する。

(2) 町は、県、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関と、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあう。

7 再発防止対策の実施

鉄道事業者は、鉄道災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、町、県、警察等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。なお、事故災害の原因が判明した場合には、個々の事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

第3節 道路災害対策

1 計画の方針

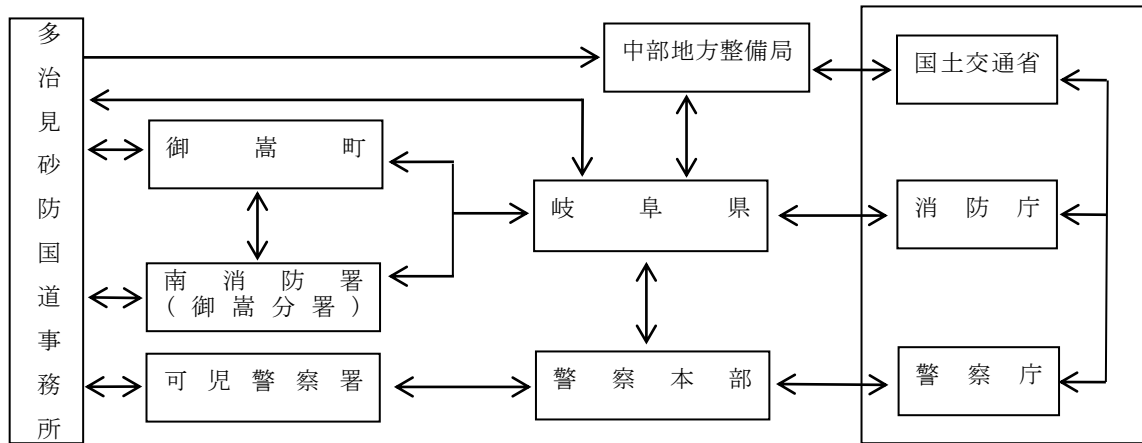
一般災害対策に定めるほか、トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

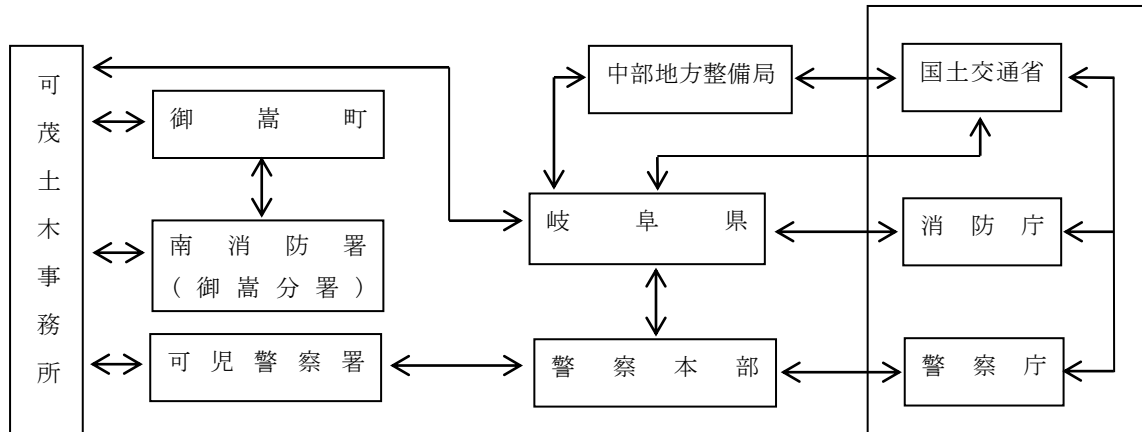
道路災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。

なお、町は、情報収集をするに当たって、必要に応じ、県及び警察に要請し、ヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努める。

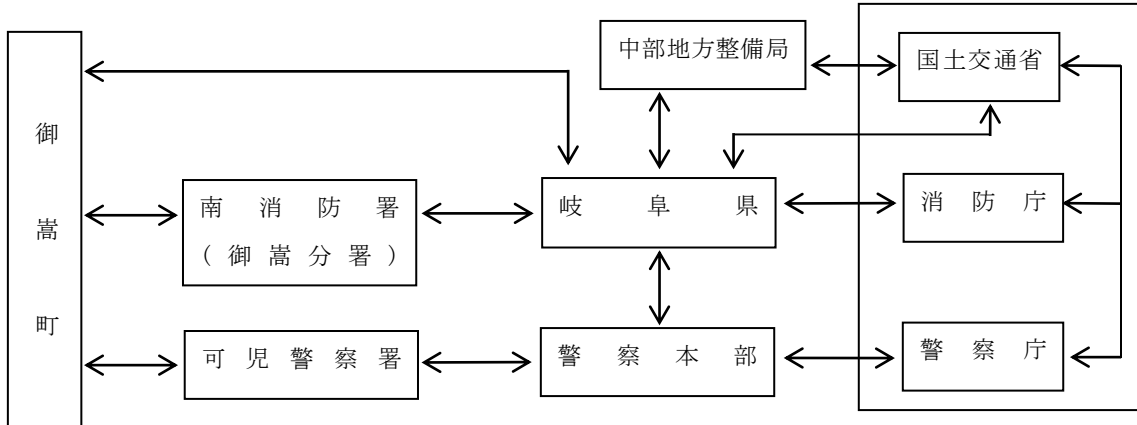
(1) 国の管理する道路



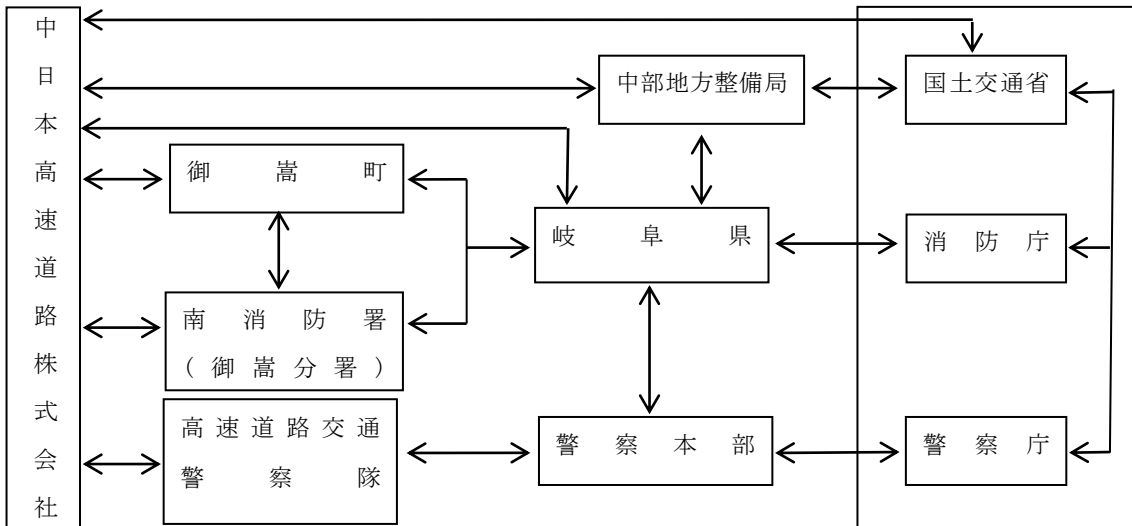
(2) 県の管理する道路



(3) 町の管理する道路



(4) 中日本高速道路株式会社の管理する道路



(5) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(6) 通信手段の確保

災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

なお、詳細については、第3章第3節第3項「災害通信計画」の定めるところによる。

3 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び町本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

なお、詳細については、第3章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

4 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

ア 救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市応援協定）」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により県を通じて他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 資機材等の調達等

町は、必要に応じ民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

なお、詳細については、第3章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」、第3章第6節第12項「救助活動」の定めるところによる。

(2) 医療活動

町は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請する。

なお、詳細については、第3章第6節第11項「医療・救護計画」の定めるところによる。

(3) 消火活動

町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

5 緊急輸送のための交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

町は、交通規制に当たって、県警察と密接な連絡をとる。

6 危険物の流出に対する応急対策

(1) 町は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 町は、危険物の流出が認められた場合、県警察と連携して直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

7 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 町は、町が管理する道路について、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

(2) 町は、町が管理する道路について、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

8 被災者の家族等への情報伝達活動

(1) 町は、県及びその他防災関係機関と連携して、被災者等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(2) 町は、県その他防災関係機関と、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

9 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

10 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需用マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会（以下「検討会」という。）」を組織する。

県は、町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に検討会の開催を要請することができる。

※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※交通需用マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や平準化などの交通需用の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

第4節 原子力災害対策

第1項 総則

1 計画の目的

本項は、平成23年3月に発生した福島第一原発の事故を受け、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下、「原災法」という。）並びに原子力防災指針（以下）に基づき策定された、岐阜県地域防災計画原子力災害計画で対象とする原子力災害及び、本町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備並びに岐阜県原子力災害に係る岐阜県広域避難計画の定めるところにより、原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧及び県内避難者の受入りに係る必要な対策について、町及び防災関係機関、並びに住民がとるべき措置を定め、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

本節は、町における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び県の地域防災計画に抵触することがないように、緊密に連携を図った上でまとめたものである。町及び防災関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう体制を整備する。

3 計画の周知徹底

この計画は、県、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、住民への周知を図る。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成するものとする。

4 計画の基礎とするべき災害の想定

県が行った放射性物質の拡散シミュレーションの結果（平成24年9月発表・同11月追補版公表）では、大垣市、関ヶ原町、揖斐川町では外部被ばく実効線量が年間100 mSv以上となる可能性が示され、隣接の可児市の一部でも年間20 mSv以上となる可能性が示されたものの、御嵩町には年間20 mSv以上となる可能性は示されていない。

- (1) 本町は最寄りの原子力事業所から最短距離で約101 kmに位置しているが、岐阜県周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、岐阜県内、特に西濃地域においてその直接的な影響が及ぶ可能性があることから、県の地域防災計画を踏まえ、対象とする原子力事業所を以下の通りとし、必要な対策を進める。

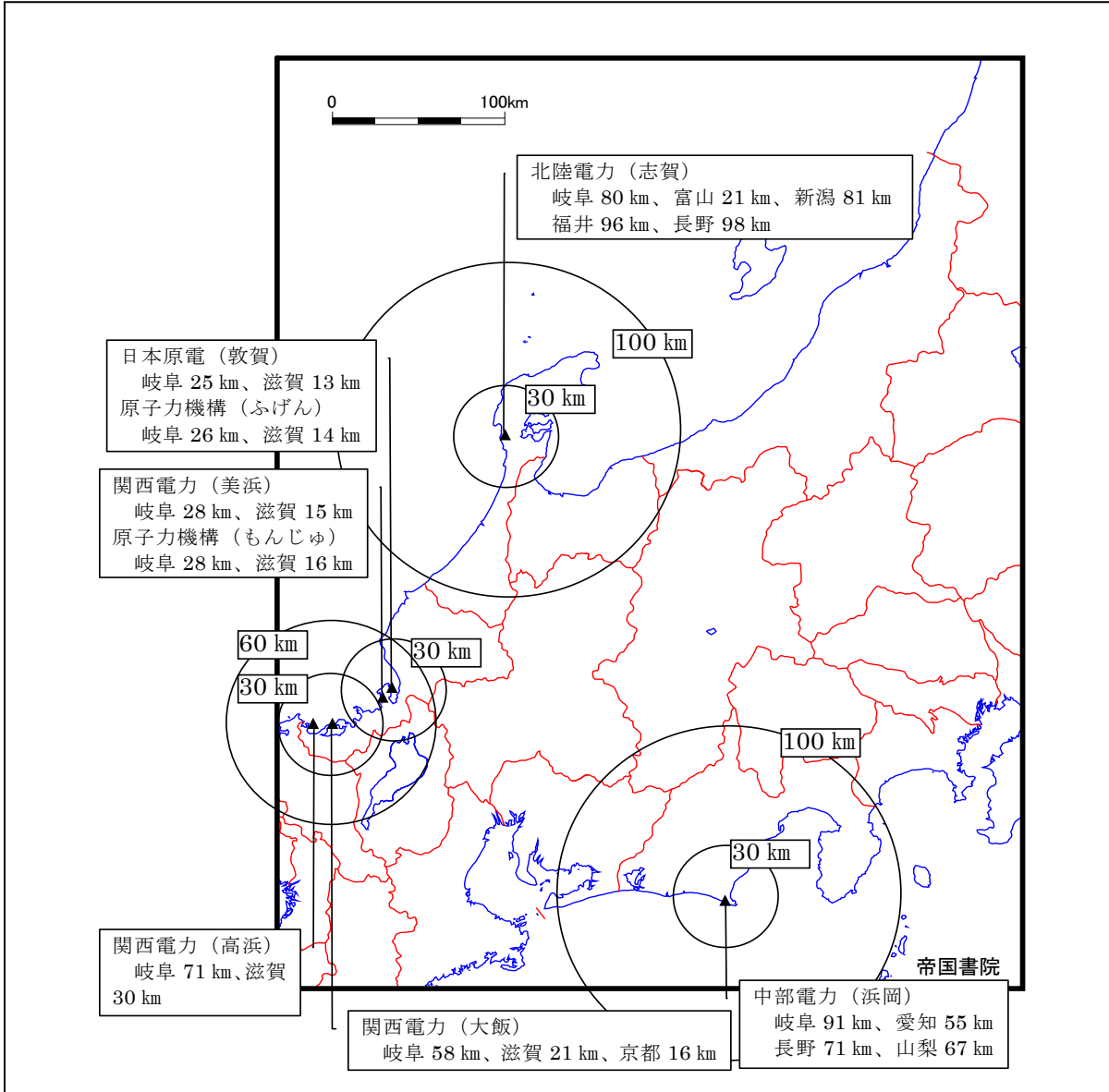
事業者名	日本原子力発電株式会社
発電所名	敦賀発電所

事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ

事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）

事業者名	関西電力株式会社
発電所名	美浜発電所

岐阜県周辺の原子力事業所位置図



(2) 御嵩町内で核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合には、旧原子力安全委員会防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15 m程度」とされていることから、これを基本として必要な対策を進める。

第2項 災害予防計画

1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、県、その他防災関係機関との原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次のとおり体制を整備する。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

町（住民環境課）は、原子力災害に対し万全を期すため、県及びその他防災機関との情報収集・連絡体制を確保する。

(2) 機動的な情報収集体制

町（住民環境課）は、機動的な情報収集活動を行えるよう車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

2 通信手段の確保

一般対策編第2章第9節「防災通信設備等の整備計画」及び第3章第1節第3項「災害通信計画」に定めるところによる。

3 組織体制等の整備

町は、原子力災害時に応急対策活動が必要となった場合に備え、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

町の体制（動員基準）

種別	基準	体制をとる課	摘要
準備体制	1 県から、対象とする原子力事業所において警戒事象発生連絡があったとき 2 町内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生連絡があったとき 3 その他町長がこの体制を命じたとき	総務部 民生部	1 各種情報の収集及び連絡活動を行う。 2 必要に応じ教育部 3 必要に応じ災害警戒本部設置
警戒体制	1 県から、対象とする原子力事業所における特定事象発生連絡があったとき 2 町内において核燃料物質等の事業所外運搬中の特定事象発生連絡があったとき 3 その他町長がこの体制を命じたとき	総務部 民生部 教育部	災害対策本部が設置される。

非常体制	<p>1 県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき</p> <p>2 県の地域の一部が、原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条に規定される事態）が発生した場合</p> <p>3 その他町長がこの体制を命じたとき</p>	全 職 員	災害対策本部が設置される。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------	---------------

4 屋内待避等活動体制の整備

町（総務防災課）は、原子力緊急事態となった場合は、事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、及び放射性物質の放出後は、避難の判断基準（OIL）に基づく避難を行うことを基本とした県が策定する防護措置に係る計画等を踏まえた屋内退避等を行えるよう、体制の整備等に努める。

また、原子力災害時の屋内退避等の方法や留意事項等について、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

5 住民への情報提供体制の整備

町（企画課）は県と連携し、住民及び報道関係機関に対しの確な情報を継続的に提供できるよう、提供すべき情報項目の整理や、多様なメディアの活用等情報提供体制の整備に努める。

情報提供体制の整備にあたっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自主防災組織、民生・児童委員等との協力・連携に努める。

第3項 核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備

1 計画の方針

町内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、町の地域を通過し、又は町の地域において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を原子力事業者から委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、町及び県、警察署、消防等は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

2 輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、以下に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確にとれるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するものとする。

事故時の措置

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ①町、国、県、警察、消防機関等への迅速な通報 ②消火、延焼防止の措置 ③核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置 ④モニタリングの実施 ⑤運搬に従事する者や付近にいる者の退避 ⑥核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去 ⑦放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置 ⑧その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置 等 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3 町及び県の体制

町及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示又は県独自の判断に基づき、事故現場周辺の住民の避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

4 警察

警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

5 消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合は直ちにその旨を県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図り、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第4項 災害応急対策

1 計画の方針

本項は、県から警戒事象及び特定事象の発生の連絡があった場合、及び原災法第15条に基づき緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に定めたものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本項に準じて対応する。

2 通報連絡、情報収集活動

町は、県から警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態に関する通報・連絡があった場合、速やかに災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

(1) 警戒事象・特定事象発生情報等の通報

ア 警戒事象の通報があった場合

町本部は、県から連絡を受けた事項について、関係する地方指定公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

イ 特定事象の通報があった場合

町本部は、県から連絡を受けた事項について、関係する地方指定公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

町本部は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取るものとする。

イ 緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等

町本部は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取るとともに、講ずべき措置について、県と調整を行うものとする。

3 屋内退避、避難等の防護活動

県が行った放射性物質拡散シミュレーションの結果によれば、外部被ばく実効線量が年間20 mSv以上となる可能性は示されていないが、県に特定事象の通報があった場合、県の総合的な判断を踏まえ、段階に応じて予防的対応（屋内退避準備等）を行う。

また、国と県が連携して実施する緊急時モニタリングの結果、指針の指標を超え、又は超えるおそれがある地域があると認められる場合は、国の指示に基づく県からの伝達により、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

住民避難の支援が必要な場合は、県に支援を要請する。

(1) 屋内退避・避難等に係る判断、指示

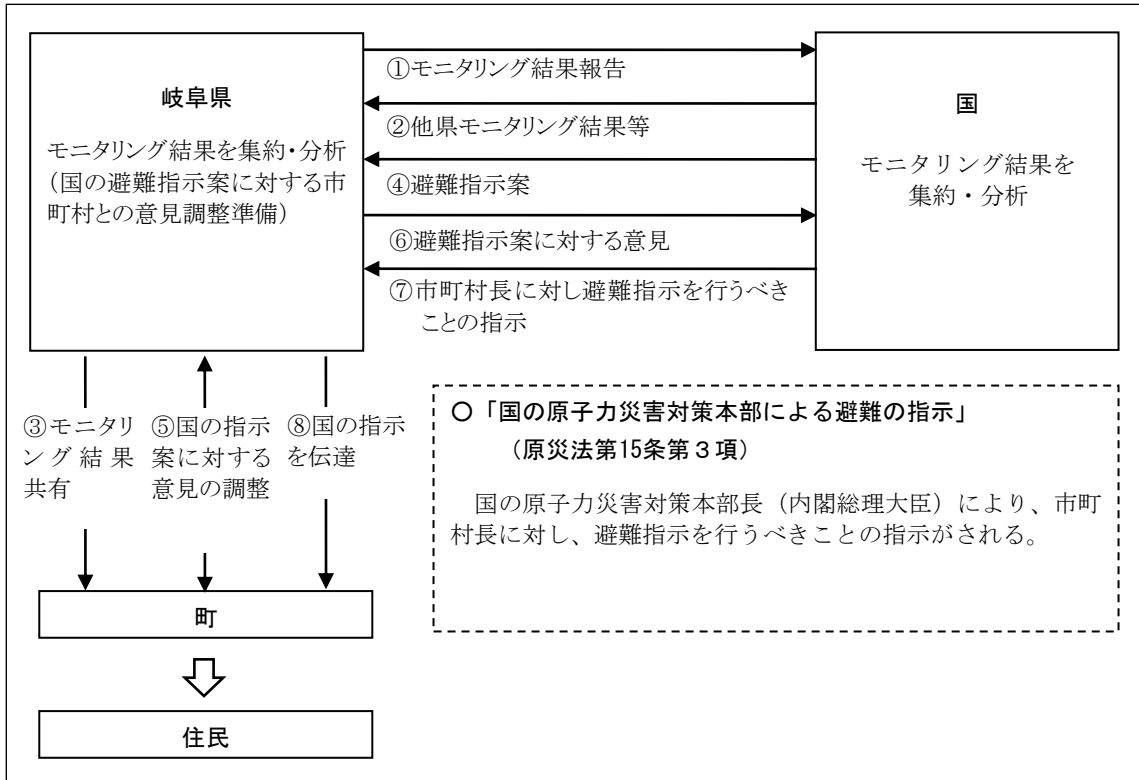
町本部は、県から国の避難等の指示案の伝達があった場合は、当該指示案に対する県の意見を踏まえ、避難指示等の判断を行う。

指 針 の 指 標

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難（一時移転）を実施
計測可能な判断基準（OIL） （モニタリング実測値で判断）	毎時500 μ Sv （マイクロシーベルト）	毎時20 μ Sv （マイクロシーベルト）

※地上1mで計測した場合の空間放射線量率

国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ



(2) 避難者の受入れ

町本部及び県は、県の広域避難計画等に基づき、連携して受入市町村の候補を選定し、当該受入市町村と調整を図った上で避難先を決定する。同計画による御嵩町の受入人数は2,400人で受入れ予定施設等については以下のとおりとする。

県外への避難が必要となった場合には、県地域防災計画及び県広域避難計画等に基づき対応するとともに、他県との災害時相互応援協定等を活用する他、国・県等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

広域避難の実施に当たって、町、県、国は「岐阜県地域防災計画（一般対策編）」に規定する役割を担うものとする。なお、広域避難に関する具体的な手続き等に当たって、県は災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の支援をする。

受入れ予定施設等

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	収容可能人数	摘要
1	上之郷公民館	中切874-4	67-0017	67-0017	150	
2	上之郷小学校	宿2002	67-1338	67-6438	197	
3	上之郷中学校	中切1785	67-0431	67-6432	332	
4	網木グラウンド管理棟	上之郷7112-1	67-0191		36	
5	御嵩公民館	御嵩626-1	67-0507	67-0507	198	
6	向陽中学校	御嵩1306	67-1331	67-1332	333	
7	東濃高校	御嵩2854-1	67-2136	67-6204	602	
8	中公民館	中2171-1	67-4841	67-4841	177	
9	御嵩小学校	中2628	67-1191	68-0062	286	
10	ぽっぽかん	顔戸1176-2	67-5221	67-5221	143	
11	B&G海洋センター	中2777-28	67-5196	67-5196	376	
12	伏見公民館	伏見990	67-0502	67-0502	138	
13	伏見小学校	伏見489	67-0530	67-6430	268	
14	共和中学校	伏見1875-1	67-2105	68-0066	303	
15	東濃実業高校	伏見891	67-0504	68-6412	873	

(3) 避難者に対するスクリーニング

スクリーニング実施場所については、被災市町村及び本町とのスペースとし、場所の選定については、駐車場の有無等について県等と協議・確認するとともに、避難者数及び派遣・確保できる医療従事者等を総合的に勘案した上で決定する。

第5項 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策

1 輸送に係る事業者等

(1) 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報し、県は、その内容を町及び関係機関に通知する。

また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた後、直ちにその旨を国、県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

(2) 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

2 町及び県の対応

町及び県は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民の避難の指示等必要な措置を講じる。

3 警察

警察署は、最寄りの警察機関として事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 消防機関

消防は、最寄りの消防機関として事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第5節 危険物等災害対策

1 計画の方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集、連絡

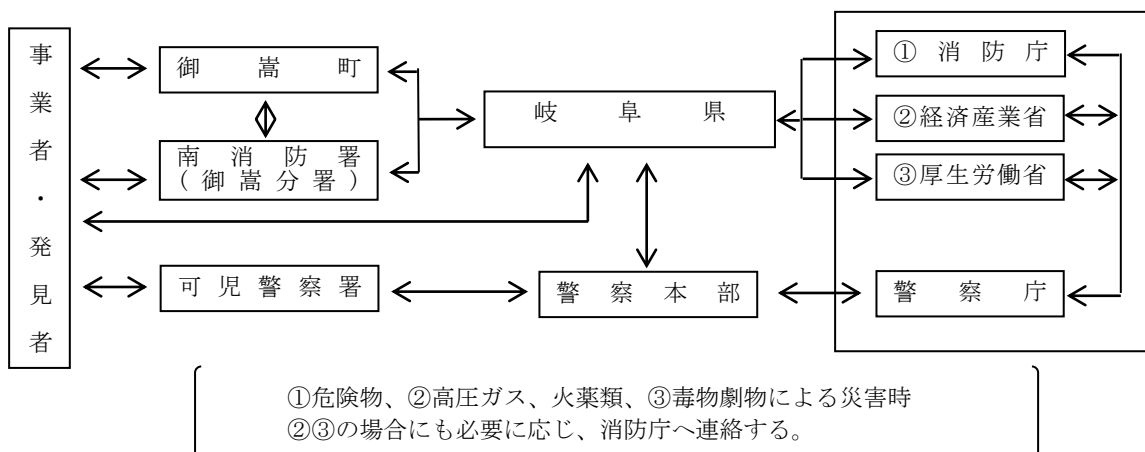
危険物等取扱事業者は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を直ちに町等へ連絡するものとする。

町は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

県は、町等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空観察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

危険物等災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



(3) 応急対策活動情報の連絡

危険物等取扱事業者は、町及び県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 通信手段の確保

町は、危険物等取扱事業者、県及び防災関係機関とともに、災害発生直後直ちに発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電話（通信）事業者は、災害時における町、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、第3章第3節第3項「災害通信計画」の定めるところによる。

3 活動体制の確立

(1) 危険物等取扱事業者の活動体制

危険物等取扱事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等

必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずる。また、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 町及び県の活動体制

町及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(4) 広域的な応援体制

危険物等取扱事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等取扱事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の危険物等取扱事業者に応援を要請する。

(5) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

なお、詳細については、第3章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(6) 防災業務関係者の安全確保

町等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行う。

4 災害の拡大防止活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検、応急措置等を講ずるものとする。

町及び県は、危険物等災害時に危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

5 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

町等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

なお、詳細については、第3章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」、第3章第6節第12項「救助活動」の定めるところによる。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して医療救護班の派遣を要請する。

なお、詳細については、第3章第6節第11項「医療・救護計画」の定めるところによる。

(3) 消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(4) 交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を

考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。

なお、交通規制に当たって、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

6 危険物等の流出に対する応急対策

危険物等取扱事業者等は、直ちに防除措置を講ずる。

消防機関及び県警察は、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

町及び県は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し迅速に対応する。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

7 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

町は、危険物等災害により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所又は指定避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、第3章第6節第4項「避難計画」の定めるところによる。

8 被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等取扱事業者、町、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

第6節 林野火災対策

1 計画の方針

火災による広範囲にわたる林野の焼失といった林野火災に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

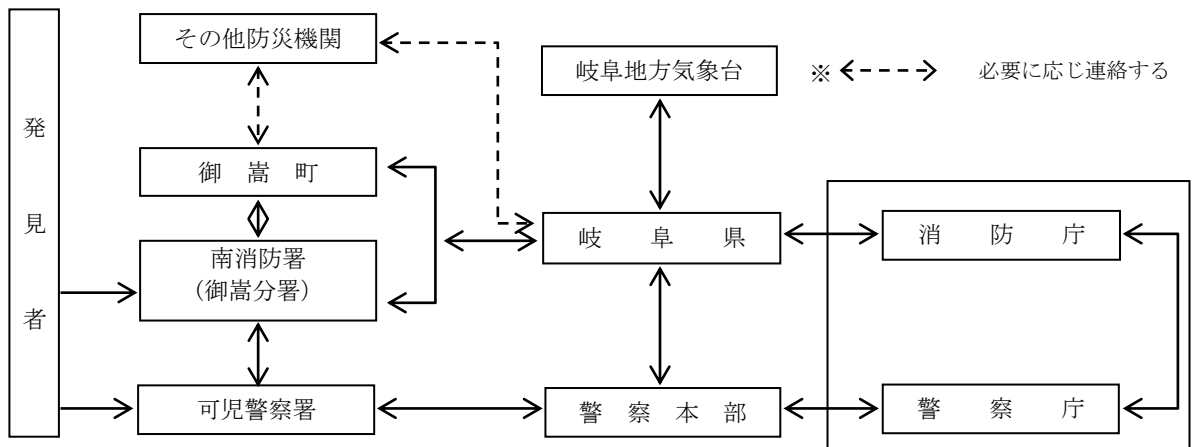
(1) 災害情報の収集、連絡

町は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

県は、町等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次による。



(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、町本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 通信手段の確保

町及び県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電話（通信）事業者は、災害時における町、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、第3章第3節第3項「災害通信計画」の定めるところによる。

(5) 活動体制の確立

ア 林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関、県警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

イ 町及び県の活動体制

町及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、町本部の設置等必要な体制をとる。

(6) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(7) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

3 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

町等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

なお、詳細については、第3章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」、第3章第6節第12項「救助活動」の定めるところによる。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、町からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、第3章第6節第11項「医療・救護計画」の定めるところによる。

(3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、林野火災防衛図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努める。

住民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

(4) 交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路の交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

4 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

町は、林野火災により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所又は指定避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、詳細については、第3章第6節第4項「避難計画」の定めるところによる。

5 被災者等への的確な情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

6 二次災害の防止活動

町及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第7節 大規模な火事災害対策

1 計画の方針

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

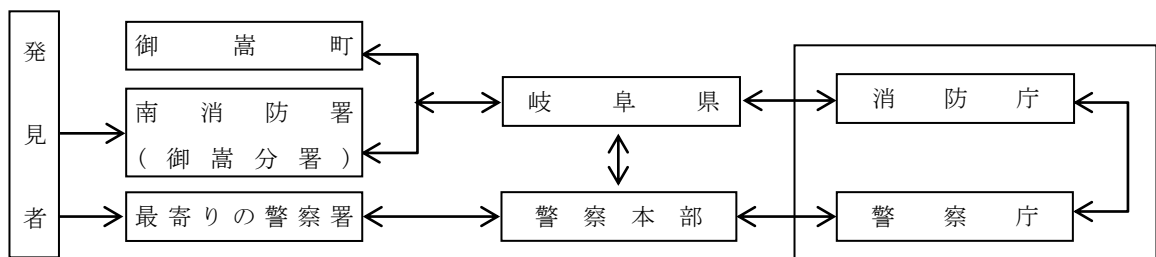
2 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集、連絡

町は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、町本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(4) 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電話（通信）事業者は、災害時における町、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、第3章第3節第3項「災害通信計画」の定めるところによる。

3 活動体制の確立

(1) 町及び県の活動体制

町及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、町本部の設置等必要な体制をとる。

県は、消防庁等との間において、緊密な連携の確保に努める。

(2) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

町等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

なお、詳細については、第3章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」、第3章第6節第12項「救

助活動」の定めるところによる。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、町からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、第3章第6節第11項「医療・救護計画」の定めるところによる。

(3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(4) 交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

5 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

町は、大規模な火事により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所又は指定避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、第3章第6節第4項「避難計画」の定めるところによる。

6 被災者等への的確な情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

第8節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

2 実施責任者

県
町
防災関係機関

3 実施内容

(1) 広報

県、町及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供する。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- カ その他必要な事項

(2) 応急対策

県、町及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図る。

(3) 電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行う。

(4) 通信機器等の充電

県、町及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努める。